

平成 25 年度会員向け見学会・講演会開催

～神戸税関の見学と

講演「知的財産権侵害物品に対する水際取締の現状と活用」～

11月26日(火)、当協会会員向けサービス事業の一環として、コピー品・模倣品の水際取締りを担っている神戸税関の見学会と講演会を開催しました。



この見学会は会員限定・参加費無料として開催しているもので、今年度は、見学の後に神戸税関の知的財産調査官 伊藤正治氏による講演会を開催、見学会および講演会には22名が参加しました。

当日は税関の役割(通関・保税・取締(関所)・貿易統計)等についてのビデオを見た後、広報広聴室の渡邊課長補佐の案内で広報展示室と庁舎などを見学しました。展示室にはたくさんのコピー品が例示され、見学者自身が現物を触ることができどちらが本物か偽物かを当てるコーナーもありました。

神戸税関の庁舎は、阪神大震災でも壊れなかった2代目の庁舎(1927年竣工)を保存しながら3代目現庁舎が船をイメージして1999年に建てられ、中庭を含め重厚だけれどもすっきりとした歴史を感じさせるものでした。見学の最後には本関9階に上り屋上に案内していただきました。天気がよかったので神戸港と六甲山の素晴らしい眺望を楽しむことができました。



見学後、伊藤知的財産調査官より「知的財産権侵害物品に対する水際取締の現状と活用」というテーマで講演が行われました。

講演では、私たちの関心の高い『知的財産侵害物品差止申立制度』について詳しく紹介していただきました。この制度は、関税法に基づくもので特許権などを有する者の差止申立てにより知的財産侵害物品に対し、税関がより効率的に水際取締を行うものです。実際に取り締まったたくさんの物品や事例の紹介もありました。質疑応答では、差止申立の手続き後に速く認定を得るには、手続き前に事前に税関と相談し、遣り取りをすることが大切とのコメントがありました。



来年度もこのような見学会を継続して開催していきますので、何卒ご期待下さい。